

## 告 示

埼玉県告示第千百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年八月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武狭山ステーションビル

狭山市祇園四番五十五号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

西武鉄道株式会社 代表取締役 白山進

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年三月二十日